

自立支援振興室で受けた要望・質問等（概要）

※平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日の間に受けたもの

○ 種目ごとの主な内容

（1）義肢・装具、座位保持装置

- ・高額部品を自由に選択できるようにしてほしい。
- ・既製品の靴は装具のうち靴型装具の支給対象となるか。

（2）盲人安全つえ

- ・電子白杖について、新規種目として補装具費の対象とするか。
- ・現行の基準額が安すぎるのではないか。

（3）眼鏡・義眼

- ・遮光眼鏡に矯正機能を付加する場合の基準額が度数に関わらず一律 30,000 円となっている。
- ・矯正眼鏡で遠近両用の機能を有するものは現在特例扱いとなっている。

（4）補聴器

- ・耳あな型については、高度難聴用に準ずることとしているため、重度難聴用の耳あな型の取扱いが明確でない。

（5）車椅子

- ・修理基準の各項目の範囲が（構成要素）が明確でない。
例) 「キャスター」と「キャスター取り付け部品」
「キャスター（大）」と「キャスター（小）」の区分
- ・左右 2 つの部品がセットとなっている修理項目の範囲が明確でない。
セットとなっている例) 車軸位置調整部品
- ・現在では流通してしない部品があるのではないか
例) 「ハブ用スプリング交換」のハブ用スプリング

(6) 電動車椅子

- ・通知「電動車いすに係る補装具費の支給について」において、支給対象を「呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であって…」と規定しているが、肝臓機能障害や腎臓機能障害など、その他の内部障害の場合の取扱いが明確でない。
- ・車いすに規定されている付属品の基準について、電動車いすへの適用が可能かどうか。

例) 「シートベルト交換」、「リフレクタ交換」

- ・同一の修理を実施した際の車いすと電動車いすにおける基準額の取扱いの違いが明確でない。

例) 車椅子－タイヤ交換＋チューブ交換

電動車椅子－タイヤ交換（チューブ交換含む）

- ・手押し型の車椅子で簡易型は支給可能か。

(7) 座位保持椅子

- ・平成 22 年度の告示改正で、新たな加算事項として「車載用のものは 40,700 円増しとすること。」が追加されたが、市販のカーシートやチャイルドシートに必要な調整を加えれば加算対象となるのか。
- ・修理基準がないため破損等により壊れた場合の基準がない。(起立保持具も同様)

(8) 重度障害者用意思伝達装置

- ・商品の改廃に伴い、最も安価な基準に該当する商品がないのではないかと。
- ・PPS スイッチは、圧電素子(ピエゾ) と空圧(ニューマティック) の 2 種類のセンサーがセットになって販売されている。圧電素子(ピエゾ) は「圧電素子式入力装置」の基準に該当するが、空圧(ニューマティック) のみの使用を希望する場合の基準が存在しない。

(9) その他

- ・車いすのバッテリーや補聴器のイヤーマールド等代替品の 2 個支給は認められないのか。